# 省　令

**○総務省令第十二号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

総務大臣　新藤　義孝

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「過疎地域等自立活性化推進交付金」を「過疎地域等自立活性化推進交付金　地域経済循環創造事業交付金」に、「地域活性化交付金」を「地域活性化交付金　防災情報通信基盤整備費補助金　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金」に、「災害発生県内消防応援活動費交付金」を「災害発生県内消防応援活動費交付金　防災情報通信設備整備事業交付金」に改める。

**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

**○文部科学省令第五号**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第一項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

文部科学大臣　下村　博文

学位規則の一部を改正する省令

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「公表」を「インターネットの利用により公表」に改める。

第九条第一項中「当該学位」を「当該博士の学位」に、「その論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」に、「印刷公表」を「公表」に改め、同条第二項中「当該論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文」に、「印刷公表」を「公表」に、「この場合」を「この場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

3　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第八条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3　新学位規則第九条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

**○厚生労働省令第二十四号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十四条及び第二十六条の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し及び同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条の表第四条第一項第一号ロの項中「及び当該年度」を「当該年度」に改め、「並びに」を削る。

附則第七条の二（見出しを含む。）中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第二十五号**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項本文の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第一項第一号イの規定により厚生労働大臣の定める組合　百分の八十

二　前号に掲げる組合以外の組合　次の表の上欄に掲げる旧組合別財政力指数（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この号及び附則第四条の五において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

| 旧組合別財政力指数 | 割合 |
|---|---|
| ○・五九六以下であるとき | 百分の百 |
| ○・五九六を超え○・七三二以下であるとき | 百分の九十五 |
| ○・七三二を超え○・九三五以下であるとき | 百分の九十 |
| ○・九三五を超え一・〇三七以下であるとき | 百分の八十五 |
| 一・〇三七を超えるとき | 百分の八十 |

第二条第四項中「事務費負担金の額」を「事務費負担金基準額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の事務費負担金基準額は、別表第一に掲げる基本額（次項各号及び第四項各号の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、当該基本額に当該加算されるべき額を加えた額）と別表第一の二に掲げる基本額（次項各号及び第四項各号の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、当該基本額に当該加算されるべき額を加えた額）とを合算した額とする。